

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第32条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第33条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>法第25条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた代金等に係る債権を支払った保険金の額の第5条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第34条～第41条 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 (略)</p> <p>第1条～第32条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第33条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>商法(明治32年法律第48号)第662条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた代金等に係る債権を支払った保険金の額の第5条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第34条～第41条 (略)</p>	